



報道機関 各位

記者発表資料  
令和3年12月20日（月）  
問い合わせ先：査察指導課  
課長：大野  
担当：今井、霜田、増永  
電話：833-7038

大阪市北区のビル火災を受けた市内類似施設に対する特別査察を実施します

さいたま市消防局は、令和3年12月17日に大阪市北区で発生したビル火災により死者24名、負傷者4名を出す甚大な被害が発生したことを受け、市内の類似施設に対する特別査察を実施します。

### 1 目的

今回の火災建物と類似の地上へ直通する屋内階段が一つしか設置されていない市内の建物を利用する市民、利用者等の安全確保のため、防火管理の実施状況を確認し、避難階段や避難口等に避難の支障となる物や、防火戸の閉鎖障害となるような物が置かれている等の違反があった場合、即時に是正を求める指導等を実施します。

### 2 実施日時等

- (1) 日 時：令和3年12月21日（火）から12月28日（火）まで
- (2) 実施地域：さいたま市内
- (3) 実施対象物：消防法施行令第4条の2の2第2号に該当する防火対象物

### 3 その他

取材については、上記連絡先までお問い合わせください。